様式第7号（第7条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

　　　　　　農業経営基盤強化資金利子助成金の交付決定について（通知）

　　　　年　　月　　日で申請のあった農業経営基盤強化資金の融資に係る　　　　年度分の利子助成金については、丸亀市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第７条の規定に基づき、次のとおり交付します。

記

１　利子助成金交付決定額　　　金　　　　　　　　円

２　条件

(１)　利子助成金の交付申請書に虚偽の内容の記載をし、又は関係法令等に違反したことが判明したときは、利子助成金の全部又は一部の交付決定を取り消すものとする。

(２)　利子助成の交付決定が取り消されたときは、取消しに係る部分に関し利子助成金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとし、利子助成金の受領の日から返還を命じた日までの日数に応じ、その額に10.95パーセントの割合で計算した加算額の納付を命ずるものとする。